

社会福祉法人 西条市社会福祉協議会  
児童発達支援センターひまわり通園バス運行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西条市社会福祉協議会児童発達支援センターひまわりの利用者（以下「利用者」という。）が安全かつ合理的に通園できるよう、西条市社会福祉協議会が児童発達支援センターひまわり通園バス（以下「通園バス」という。）を運行することを目的とする。

(運行回数)

第2条 通園バスの運行は、午前1回（迎え）、午後1回（送り）を基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、通園バスを運行する必要のないとき、又は天候不良（豪雨、降雪等）や自然災害等により安全な運行ができないときは、運行を休止することができる。

(乗降の場所)

第3条 児童発達支援センターひまわり施設長（以下「施設長」という。）は、通園バスの乗降場所として各地区の主要な公共施設又はこれに準じた安全な停車場を指定し、通園バスを発着させるものとする。

(対象者)

第4条 通園バスを利用できる者は、児童発達支援センターひまわりの毎日通園の利用者とする。

(申込み)

第5条 通園バスの利用を希望する者は、児童発達支援センターひまわり通園バス利用届出書（別記様式）に必要事項を記入し、施設長に届け出なければならない。

2 施設長は前項の規定による届け出を受理したときは、通園バスの運行表を配付するものとする。

(利用上の遵守事項)

第6条 前条の規定による届け出を受理したときは、通園バスの利用に際して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運行表に記載された発着時刻までに、指定の乗降場に集合すること。
- (2) 通園及び降園時における乗降場所と自宅間の送迎については、保護者が自己の責任において行うものとする。

- (3) その日の利用を取りやめるときは、予め申し出るものとする。
- (4) 乗車中に、通園バスの運行に支障をきたすような行為を慎むこと。
- (5) その他施設長の指示に従うこと。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、通園バスに関し必要な事項は、西条市社会福祉協議会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。